

奨励賞 実施要綱

学生奨励賞・若手奨励賞について

- 1 奨励賞選考委員会（以下 選考委員会とする。）
 - 1) 選考委員会委員長並びに選考委員会副委員長は表彰委員会から推薦され、理事会で承認された者が夫々務める。
 - 2) 選考委員会委員長の任期は 1 年とし、次年度は選考委員会副委員長が選考委員会委員長を務めるものとする。
- 2 選考委員の推薦依頼
 - 1) 各シンポジウムオーガナイザーへ当該分野の選考委員の推薦を依頼する。
 - 2) シンポジウム毎に 3 名以上、このうち 1 名が主査を務める。選考委員の数は、口頭発表およびポスター発表の表彰候補者数、専門性を考慮し、シンポジウムに委任する。ただし、60 分あたり、1 人の選考委員で評価できる発表数は 6 件（120 分で 12 件）程度が限度であることに留意する。個々の選考委員がどの発表を評価するか割り振りは、シンポジウム毎に決める選考委員主査に委任する。なお、選考委員主査および選考委員を主オーガナイザー並びに副オーガナイザーが兼ねることは妨げない。
 - 3) 各オーガナイザーは、あらかじめ各選考委員あてに評価フォーム（発表番号・名前 入）、選考規程、細則を送付する。
- 3 発表当日以降の選考スケジュール（口頭発表、ポスター発表を含む）
 - 1) 各シンポジウムは事前に、選考委員主査と合議の上、各選考委員に発表番号と名前が記入済みの評価フォームを送付しておく。評価フォームは、Web システムよりダウンロードして使用する。
 - 2) 各選考委員は規定ならびに細則に従って、シンポジウム毎の発表時間内に評価を行い、シンポジウム終了後は速やかにそのフォームを選考委員主査に提出する。
 - 3) 選考委員主査は、シンポジウム終了後所定時間内に、Web システムを用いて受賞候補者リストを選考委員会委員長に提出する。
 - 4) 選考委員会委員長は、全シンポジウムの結果をとりまとめ、受賞者を仮決定し、1 次報告書を作成する。
 - 5) 選考委員会委員長は 1 次報告書を再度選考委員主査に送付し、主査確認後、受賞者を仮決定した 2 次報告書を作成する。なお、この 2 次報告書までは主査意見が反映される。
 - 6) 選考委員会委員長は 2 次報告書を表彰委員会委員長に提出し、表彰委員会委員長の判断をもって最終判断とし、受賞者を決定する。
 - 7) 表彰委員会委員長は最終受賞者決定報告書を作成し、理事会に報告する。
- 4 選考結果の公表、表彰状の授与、MRS-J Bulletin への掲載
 - 1) 受賞者の名前・所属を「日本 MRS ニュース」に公示することを持って選考結果の公表とする。
 - 2) 受賞者には講演タイトルと受賞者氏名を記入した賞状等を本人宛に郵送する。
 - 3) 受賞者には提出されたダイジェストが MRS-J Bulletin に掲載される旨を通知する。ただ

し、受賞者が希望する場合は、MRS-J Bulletin への掲載を最大1年間延期できるものとする。

奨励賞規定 細則

1 奨励賞選考委員会

- 1) 選考委員会は、表彰委員会推薦の選考委員長、選考副委員長に加えて、年次大会を構成する各シンポジウムのオーガナイザーから推薦された各3名以上の選考委員とから構成される。
- 2) 選考委員の推薦方法は各シンポジウムオーガナイザーに委任する。ただし、選考委員は当該分野に見識のある研究者とする。推薦リストをもとに選考委員会では委員を委嘱する。委嘱された委員は、当該シンポジウムで発表された表彰候補発表（口頭発表あるいはポスター発表）について評価を行い、選考委員会に報告する。
- 3) 選考委員会委員長は評価結果をとりまとめ、表彰委員会委員長に報告し、表彰委員長が最終決定する。

2 受賞者の数

- 1) 選考委員会は、シンポジウム毎に奨励賞申請者数の10%程度を奨励賞授賞候補者数として決定し、表彰委員会に推薦する。表彰委員会が最終決定し、理事会に報告する。ただし、奨励賞受賞候補者数、奨励賞表彰候補者数のいずれにも招待講演者を算入しない。
- 2) 奨励賞申請者数の少ないシンポジウムを複数集合して奨励賞申請者数が7名以上に達する場合は、シンポジウムが希望する場合に特別選考を実施することが出来る。特別選考は、年次大会組織委員長、年次大会実行委員長、表彰委員長、副表彰委員長の四名で、各シンポジウムから提出された評価記録、推薦書とダイジェストの評価により受賞予定者を合議で決定する。
- 3) シンポジウム毎に決定された奨励賞授賞候補者数（特別選考も含む）の総和(S)が、奨励賞申請者の10%（小数点以下は六捨七入した数：T）と乖離する場合（ $S < T$ もしくは $S > T$ ）、奨励賞授賞候補者数の調整を行うことが出来る。
□ $S < T$ の場合、 $S = T$ となるまで、奨励賞申請者の多いシンポジウムから1名ずつ奨励賞受賞候補者数を加算する。
□ $S > T$ 場合は、シンポジウム毎に奨励賞申請者数に対して10%程度を算出するように調整する。特別選考は実施しない。
調整基準は表彰委員会が最終的な判断を行い、関係シンポジウムに判断基準を伝えるものとする。

3 評価項目：以下の6つの項目について評価する。

- 1) ダイジェストの表現度：内容や論点を的確にまとめているか？
- 2) 発表の理解度：内容を十分に理解しているか？質疑応答が適切になされているか
- 3) 発表あるいは説明の態度：聴講者に内容を的確に説明しているか？
- 4) 発表あるいはポスターの構成・表現：見やすいか？よく整理されているか？
- 5) 研究内容：十分に考察されているか？
- 6) 総合：総合的に見て、優秀な発表であるか？

上記の項目について、選考委員毎に 10 段階で絶対評価（9・10：非常に優れる、7・8：優れる、5・6：普通、3・4：やや努力を要する、1・2：努力を要する）する。

4 選考手順

- 1) シンポジウム毎に 3 名以上の選考委員の中から 1 名の主査を選出する。
- 2) 専門性を配慮し、1 つの表彰対象論文に対し、3 名の選考委員を選定する。
- 3) 選考委員が共著の論文は、当該委員は評価できない。その場合、専門性を考慮し、やむをえず代替の選考委員が充当できないとき、他 2 名の選考委員の評価平均点を評価点として加算する。
- 4) 3 名の選考委員の評定の合計点等をもとに、シンポジウム毎に受賞候補者の推薦順位を決定し、主査は WEB システムを用いて選考委員会委員長に報告する。
- 5) 選考委員会委員長より仮決定した受賞者一覧を表彰委員会委員長に提出する。表彰委員会委員長が確認した後、選考委員会委員長に報告され、引き続き、各シンポジウムの選考委員主査にフィードバックされる。内容について最終確認を得て、受賞者を仮決定（受賞予定者を決定）する。

5 理事会への報告

表彰委員会委員長は、最終決定報告書を理事会に提出（報告）する。

6 受賞者の掲示、表彰などについては原則として以下の通りとする。

- 1) 受賞者を年次大会終了後 1 ヶ月以内に決定し、「日本MRSニュース」などに公示し、受賞者のダイジェストを MRS-J Bulletin に掲載する。ただし、受賞者が希望する場合は、MRS-J Bulletin への掲載を最大 1 年間延期できるものとする。
- 2) 賞の授与は郵送により行う。ただし、この項は本会の学術講演会の運営日程に従い、予告なく変更することができる。

7 本細則は理事会の承認を経て改定することができる。

2014 年 6 月 20 日改訂

2018 年 6 月 15 日改訂

2020 年 3 月 21 日改訂

2020 年 7 月 16 日改訂

2020 年 8 月 4 日改訂

2022 年 7 月 6 日改訂